

管内電気工作物の概要（平成31年3月末現在）

（第1表）発電設備

	水力		火力		原子力	
	所数	出力(kW)	所数	出力(kW)	所数	出力(kW)
電気事業用	97	2,906,755	11	9,090,320	1	820,000
自家用	129	201,163	113	6,976,000	0	0
合計	225	3,107,278	124	17,451,995	1	820,000
	風力		太陽光		合計	
	所数	出力(kW)	所数	出力(kW)	所数	出力(kW)
電気事業用	0	0	2	6,000	110	12,822,935
自家用	27	356,120	70	901,000	339	9,025,278
合計	27	356,120	72	907,000	449	21,848,213

（注）電気事業用は、特定発電用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が200万kWを超えるもの。

（注）火力発電所については、出力1,000kW（内燃力発電所は1万kW）未満のものを除く。

（注）風力発電所は500kW以上、太陽光発電所は2,000kW以上のもの。

（第2表）送電線路設備

電線路亘長 (km)		回線延長 (km)		支持物数 (基)					
架空	地中	架空	地中	鉄塔	コンクリート柱	鉄柱	鋼板組立柱	木柱	合計
7,959	648	13,233	872	20,932	25,021	963	339	—	47,255

（第3表）変電設備

変電所数	変電所出力 (kVA)	調相設備容量 (kVA)	移動変圧器出力 (kVA)
453 ( 51) 注	55,000,800 ( 373,000) 注	5,497,300 ( 1,800) 注	319,000

注 ( ) 内は配電塔を再掲

自家用電氣工作物設置件数（規模別及び保安監督形態別）

規模		高圧										特別高圧			合計	前年対比 (%)	増減件数	前年度件数
		低圧	50kW未満	50kW以上 100kW未満	100kW以上 500kW未満	500kW以上 1000kW未満	1000kW以上	小計	5000kW未満	5000kW以上	小計							
選	保安監督形態	65	37	166	429	309	475	1,416	304	303	607	2,088	96.2	-83	2,171			
	有資格者（専任）																	
	有資格者（兼任）	72	57	181	517	129	77	961	0	0	0	1,033	91.2	-100	1,133			
	許可主任技術者	57	79	174	196	0	0	449	0	0	0	506	103.5	+17	489			
任	統括主任技術者が 監督している事業 場	397	183	259	440	66	25	973	83	33	116	1,486	98	-30	1,516			
	選任合計	591	356	780	1,582	504	577	3,799	387	336	723	5,113	96.3	-196	5,309			
外 部 委 託	電氣保安法人	1,405	4,784	9,810	14,091	1,311	528	30,524	0	0	0	31,929	98.9	-347	32,276			
	管理技術者	379	2,502	7,055	11,688	942	340	22,527	0	0	0	22,906	101.8	+408	22,498			
	外部委託合計	1,784	7,286	16,865	25,779	2,253	868	53,051	0	0	0	54,835	100.1	+61	54,774			
	合計	2,375	7,642	17,645	27,361	2,757	1,445	56,850	387	336	723	59,948	99.8	-135	60,083			

## 令和元年度 電気保安功労者の表彰について

## 【経済産業大臣表彰】

令和元年度電気保安功労者経済産業大臣表彰式を令和元年8月1日に東海大学校友会館（東京都千代田区）で開催しました。中国管内の受賞者の方は以下のとおりです。（敬称略）

## 1. 個人

区 分	氏 名	所 属
主任技術者	渡部 藤雄	岡山電気管理有限会社
その他の功労者	問芝 満樹	トイシバ電機

## 2. 団体

区 分	名 称
そ の 他 の 功 労 団 体	中国地方電気工事業協同組合
	岡山県電気工事工業組合 倉敷・高梁・岡山・津山・岡山東・玉野支部
	広島県電気工事工業組合 三原支部
	中国電力株式会社 送配電カンパニー 倉敷・尾道・東広島・呉・矢野営業所、尾道電力所
	一般財団法人中国電気保安協会 倉敷・高梁・尾道・東広島・呉・矢野営業所
	株式会社中電工 倉敷支社
	中国電機製造株式会社
	三恭電設株式会社

## 【中国四国産業保安監督部長表彰】

令和元年度電気保安功労者中国四国産業保安監督部長表彰式を令和元年8月7日にメルパルク広島（広島市）で開催しました。受賞者の方々は以下のとおりです。（敬称略）

## 1. 工場等

名 称	所 在 地
中国電力株式会社 電源事業本部 大崎発電所	広島県豊田郡大崎上島町

## 2. 電気工事業者の営業所

名 称	所 在 地
株式会社報国電設	岡山県井原市
有限会社平和電工社	広島県広島市
株式会社一山電業	山口県柳井市

## 3. 個人

区 分	氏 名	所 属
電気工事士	村山 政美	中部電工有限会社
	川中 広治	島根電工株式会社 大田営業所
	中本 和夫	淡路電気工事株式会社
	平方 清志	株式会社中電工
電気保安 関係永年 勤続者	澤田 光信	一般財団法人中国電気保安協会 山陰支店 鳥取営業所
	内田 暢彦	一般財団法人中国電気保安協会 山口支店 山口営業所
	佐藤 耕平	中国電力株式会社 電源事業本部 新小野田発電所
	梁瀬 徹昭	一般社団法人中国電気管理技術者協会

平成30年7月豪雨災害及び平成30年北海道胆振東部地震の貢献企業に対し感謝状を授与しました

平成30年7月豪雨災害又は平成30年北海道胆振東部地震において、経済産業省の要請又は国との連携を通じて、例えば、昼夜休日を問わない復旧対応や物資の無償提供など通常の商取引を超える迅速な緊急対応を行い、避難所生活や住民生活の改善に貢献した170の企業・団体に対して、経済産業省から感謝状を授与いたしました。

※次頁の参考資料4-2及び4-3は、公表の了解が取れた企業・団体、かつ平成30年7月豪雨災害に関係するもののみ抜粋

感謝状交付企業一覧(平成30年7月豪雨災害)

(敬称略:50音順)

	企業・団体名
1	アイリスオーヤマ株式会社
2	株式会社 アクティオ 中国支店
3	アークランドサカモト株式会社
4	株式会社熱田資材
5	株式会社イーテック24
6	岩谷マテリアル株式会社
7	株式会社エイチーム
8	株式会社エスコ
9	株式会社エディオン
10	エディオン小屋浦店 トイシバ電機
11	株式会社NTTDコム
12	愛媛県石油商業組合、愛媛県石油業協同組合
13	一般社団法人愛媛県トラック協会
14	株式会社F-Drive
15	株式会社エムケイ興産
16	岡山県石油商業組合、岡山県石油業協同組合
17	一般社団法人岡山県トラック協会
18	株式会社カインズ 広島LECT店
19	株式会社川本製作所
20	キグナス石油株式会社
21	株式会社九電工
22	株式会社桐原容器工業所
23	株式会社きんでん
24	公益社団法人広島県トラック協会
25	コスモ石油株式会社
26	コダマ樹脂工業株式会社
27	株式会社小松製作所(コマツカスタマーサポート株式会社 中国カンパニー)
28	三共リース株式会社 広島支店
29	株式会社サンコー
30	四国森紙業株式会社
31	株式会社四電工
32	株式会社ジュンテンドー
33	株式会社ジョイフル本田
34	水ing株式会社
35	ソニーエナジー・デバイス株式会社
36	ソフトバンク株式会社
37	大王製紙株式会社
38	ダイキン工業株式会社
39	太陽石油株式会社
40	タニ工業株式会社
41	株式会社ダンロップホームプロダクツ
42	株式会社中電工
43	一般社団法人中国電気管理技術者協会
44	一般社団法人電子情報技術産業協会
45	株式会社デンソー
46	東芝インフラシステムズ株式会社
47	東芝キャリア株式会社
48	トヨタL&F岡山株式会社
49	トヨタL&F西四国株式会社
50	トヨタL&F広島株式会社
51	ドラム缶工業会
52	西日本段ボール工業組合
53	日本IBM株式会社
54	日本セイフティー株式会社
55	日本放送協会
56	株式会社ノジマ
57	萩原工業株式会社 合成樹脂事業部ターピー部
58	パナソニック株式会社
59	パナソニックサイクルテック株式会社
60	株式会社ビー・エス・ケイ
61	ビジョン タヒラ株式会社
62	株式会社ビックカメラ
63	日野興業株式会社
64	広島県石油商業組合、広島県石油販売協同組合
65	広島県電気工事工業組合 呉支部
66	広島段ボール株式会社
67	フナイ産業株式会社
68	P&G
69	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテツ・ネットワーク
70	みのる化成株式会社
71	ミヤコススポーツ株式会社
72	無臭元工業株式会社
73	森松工業
74	株式会社山産
75	大和紙器株式会社
76	株式会社LIXILピバ
77	株式会社レンタルのニッケン 東広島営業所

感謝状交付企業一覧(平成30年7月豪雨災害及び平成30年北海道胆振東部地震)

(敬称略:50音順)

	企業・団体名
1	アスクル株式会社
2	イオン株式会社
3	大阪タオル工業組合
4	コスモ石油マーケティング株式会社
5	JXTGエネルギー株式会社
6	四国電力株式会社
7	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
8	全国商工会女性部連合会
9	全国商工会青年部連合会
10	全国ショベルスコップ工業協同組合
11	公益社団法人全日本トラック協会
12	中国電力株式会社
13	株式会社ニトリホールディングス
14	一般社団法人日本寝具寝装品協会
15	一般社団法人日本ボディファッション協会
16	日立グローバルライフソリューションズ株式会社
17	株式会社ファーストリテイリング
18	株式会社ファミリーマート
19	株式会社MonotaRO
20	株式会社ヤマダ電機
21	レンゴー株式会社
22	株式会社ローソン

電気工事士の作業範囲と資格取得条件について

電気工事士等の資格と作業範囲

自家用電気工作物					一般用 電気工作物
発電所、変電所、最大電力500kW以上の需要設備、送電線路、保安通信設備	最大電力 500kW 未満 の需要設備 等				
	ネオン設備	非常用予備発電装置	600V を超える設備	600V 以下で使用する設備（電線路に係るものを除く。）	
規制対象外	特種電気工事資格者 (ネオン工事)	特種電気工事資格者 (非常用予備発電装置)	第1種電気工事士		第2種電気工事士
			認定電気工事従事者		
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     この作業範囲は、                      第2種電気工事士の                      資格では、電気工事                      はできません。                 </div>		

第一種電気工事士と認定電気工事従事者の資格取得条件

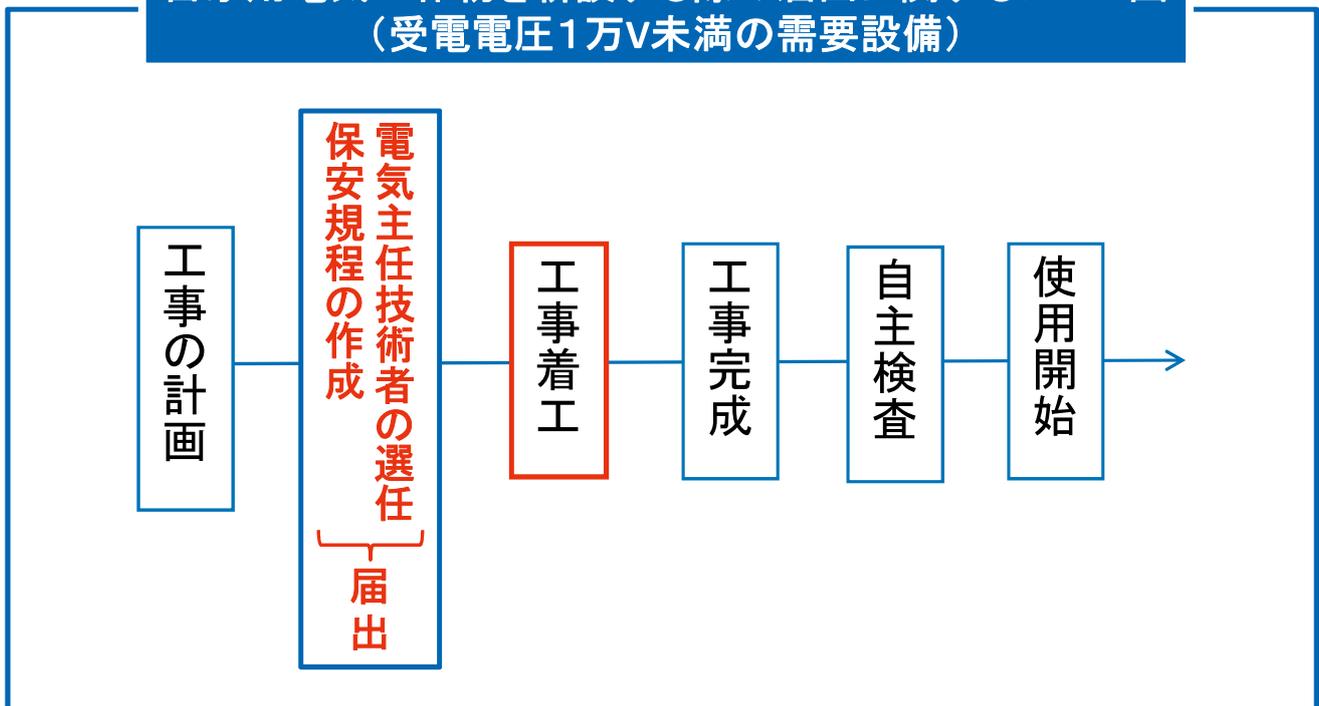
資格	認定要件（各項目のいずれの要件でも良い）
第一種電気工事士	① 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、経済産業省令で定める電気に関する工事に関し以下の実務の経験を有する者 (a) 大学・高等専門学校等において、電気工学に関する所定の課程を修めて卒業した者にあつては、卒業後3年以上の実務経験 (b) (a)に規定する者以外にあつては、5年以上の実務経験
	② ①と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者
認定電気工事従事者 認定証	① 第一種電気工事士試験に合格した者
	② 第二種電気工事士免状の交付を受け、かつ、交付後電気に関する工事に関し3年以上の実務経験を有し、又は認定電気工事従事者認定講習を修了した者
	③ 電気主任技術者の免状の交付を受けている者又は旧電気事業主任技術者の資格を有し、かつ、認定電気工事従事者認定講習を修了、又は電気工作物の工事、維持もしくは運用に関し3年以上の実務経験を有する者

## 自家用電気工作物を設置するみなさまへ

### 自家用電気工作物に係る手続きはお済みですか？

自家用電気工作物の設置者は、電気事業法に基づき、**工事着工時点から保安を確保するために、保安規程の作成と、電気主任技術者の選任**を行い、それらを遅滞なく所轄の産業保安監督部に届出なければなりません。

#### 自家用電気工作物を新設する際の届出に関するフロー図 (受電電圧1万V未満の需要設備)



#### お問い合わせ先

経済産業省

中国四国産業保安監督部 電力安全課

TEL:082-224-5742 FAX:082-224-5650

## 自家用電気工作物とは・・・

自家用電気工作物とは、ビル、工場、建設現場等の電気設備の中で次のようなものが該当します。

- ・電力会社から600ボルトを超える電圧で受電して電気を使用する設備
- ・一定出力以上の発電設備とその発電した電気を使用する設備
- ・電力会社から受電のための電線路以外に構外にわたる電線路を有する電気設備

## 保安規程の作成について(電気事業法第42条)

保安規程とは自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために設置者が定めるルールです。設置者及びその従事者は保安規程を守らなければなりません。

## 電気主任技術者の選任について(電気事業法第43条)

電気主任技術者とは自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、設置者が選任した保安の監督者のことです。設置者は設備又は事業場ごとに①～④までのいずれかの方法により選任するか、⑤の保安管理業務外部委託承認を得る必要があります。

- ①有資格者の選任【届出】
- ②有資格者以外の者の選任【選任許可】
- ③他の事業場の主任技術者に選任されている者の選任【兼任承認】
- ④設置者の従業員でない者の選任【届出】  
(派遣、ビルメンテナンス会社との業務委託契約)
- ⑤主任技術者を選任しない場合の外部委託【外部委託承認】  
(電気保安法人、電気管理技術者との保安管理業務外部委託)

- 電気主任技術者を選任しない場合は、法律違反に該当し、悪質な場合には、電気事業法第118条において罰則(罰金300万円以下)が適用される場合があります。

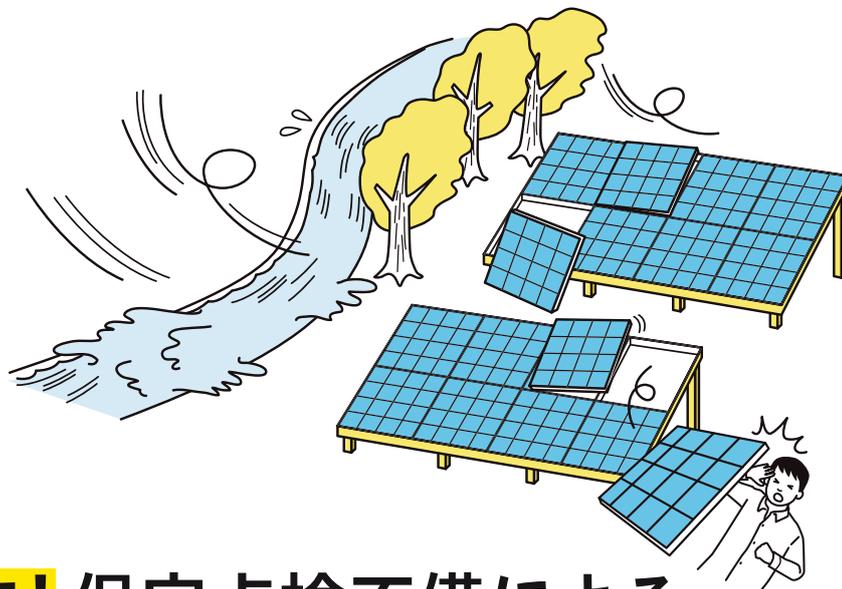
※保安規程・主任技術者に関する届出等の詳しい情報は、産業保安監督部ホームページをご確認ください。

URL : <http://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/index.htm>



危険防止

## 太陽電池発電設備の保守点検の重要性について



## 危険です！保守点検不備による 太陽電池発電設備の重大事故。

近年、強風の際に太陽電池発電設備のパネルが飛散、架台が倒壊するなどの事故が発生しています。なかには飛んだパネルが近隣の住宅へ被害を与えた例も。万が一、他者に被害が及んだ場合には、刑事責任や民事責任が生じる可能性があります。



### 破損したパネルに触れると感電するおそれがあります。

破損した太陽電池発電設備に光が当たっている場合、パネルや電線の接続部、架台等に触れると感電の原因となります。

破損したパネルを発見したら、以下の点にご注意ください。

パネルや設備には  
触れない



周囲の方へも注意の  
呼びかけを



施工会社やメーカーに  
対処を依頼



### 被害を未然に防止するために・・・

パネルや架台のねじのゆるみ等がないか、変形や破損はないか等を定期的にチェックするなど、適切に維持・管理することが事故の未然防止につながります。

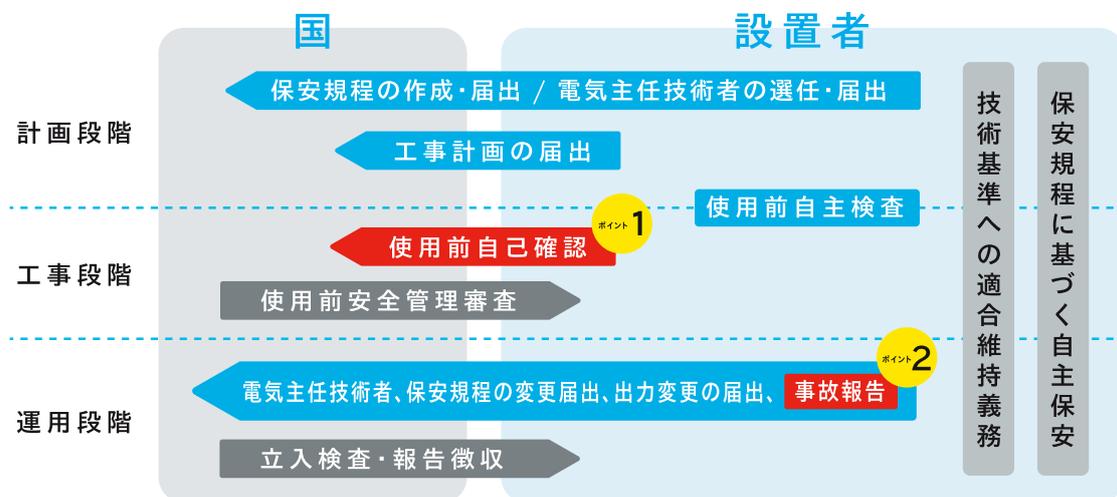
## 自家用電気工作物(出力50kW以上の設備)の設置者の方へ

電気事業法に基づいて事業用電気工作物を設置するためには、保安規程の届出や主任技術者の選任など、安全の確保のための措置をとる必要があります。

### ポイント1 使用前に国に届け出る「使用前自己確認制度」が導入されました。

太陽電池発電設備の設置者自らが、設備が技術基準に適合することを確認した結果を、使用前に国に届け出る義務があります。(出力500kW～2,000kWの設備設置者) ※平成28年11月30日施行(電気事業法51条)

### 太陽電池発電設備の安全規制体系



### ポイント2 事故報告の対象範囲が拡大されました。

今後、以下のような事故が発生した場合は、速やかに下記の連絡先に報告する義務があります。

1

発電所構外にパネルが  
飛散した場合  
※平成28年4月1日施行

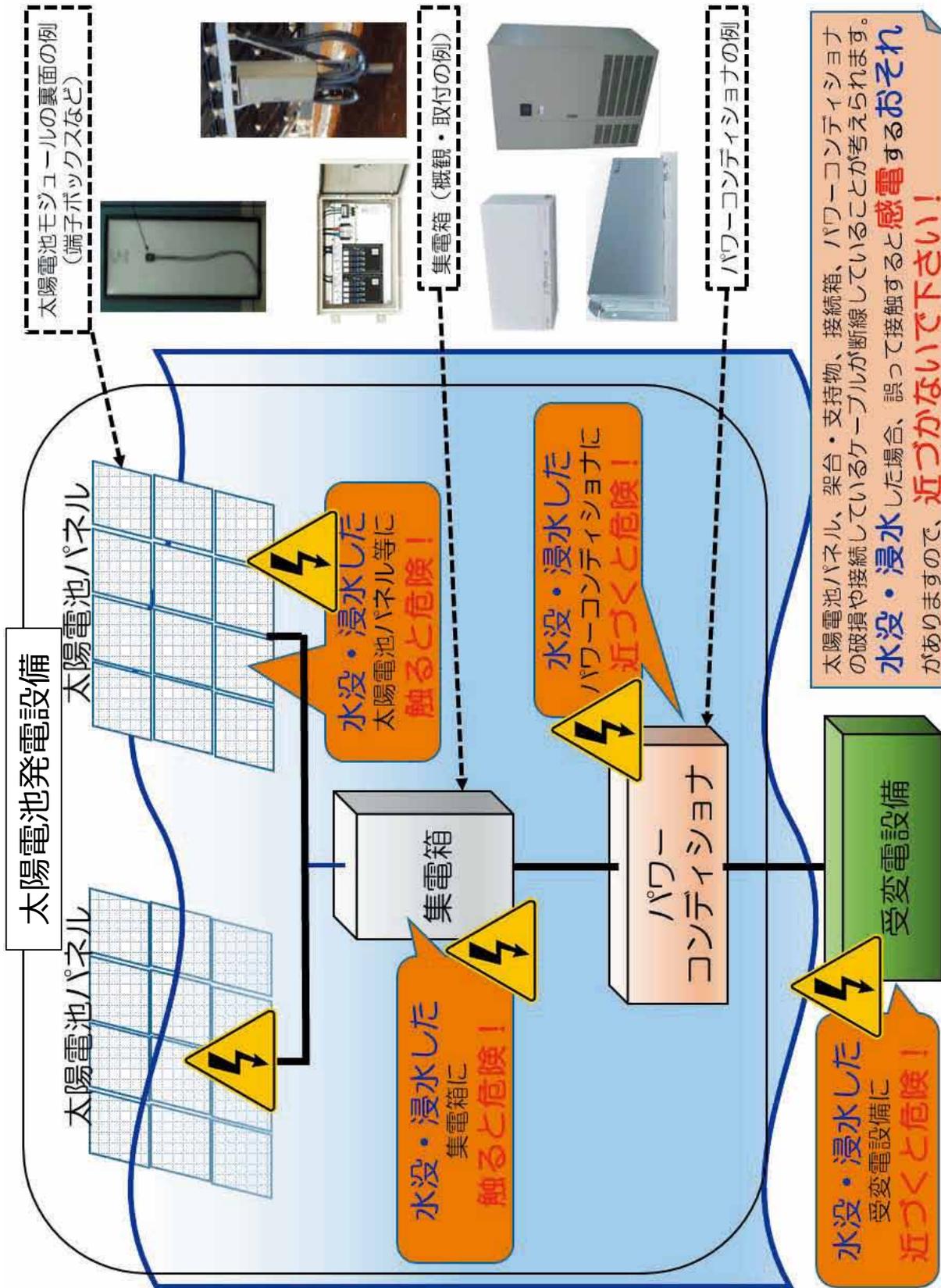
2

一定規模以上のパネルの脱落・飛散が生じた場合  
(例えば、事業用電気工作物クラス50kW=パネル約150枚に相当)  
※平成28年9月24日施行(電気関係報告規則第3条)

### 産業保安監督部 問い合わせ先 エリア/組織名/電話番号

北海道	北海道産業保安監督部 電力安全課	011-709-2311 内線2720	近畿	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	06-6966-6048
東北	関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課	022-221-4947	中国	中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742
関東	関東東北産業保安監督部 電力安全課	048-600-0385	四国	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課	087-811-8587
中部	中部近畿産業保安監督部 電力安全課	052-951-2817	九州	九州産業保安監督部 電力安全課	092-482-5520
北陸	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	076-432-5580	沖縄	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	098-866-6474

# 水没・浸水した太陽電池発電設備に近づくと非常に危険です。

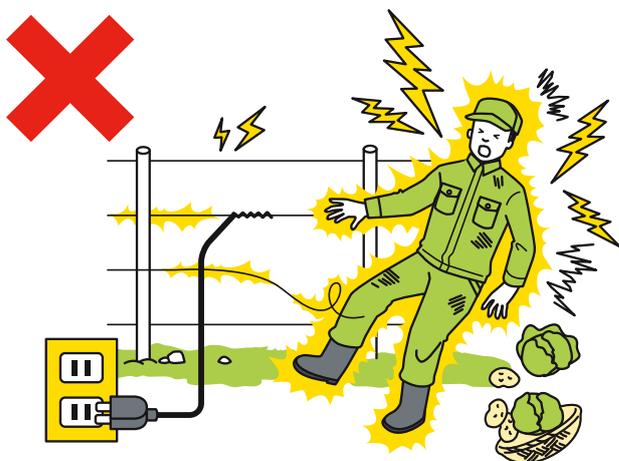




違法設置禁止

電気さくの正しい設置のお願い

電気さくの不適切な設置は、  
**人や家畜の死傷事故に**  
 つながります！



**家庭用電源から直接  
 電気を供給しない。**

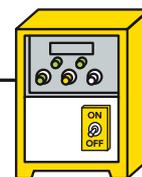
家庭用電源から直接、電気さくに電気を供給することは絶対に行わないでください。感電事故や火災につながるおそれがあります。



電気さくの設置にあたっては、法令等により定められる事項を守ってください。

安全のための設置ポイント ①

**電気さく用電源装置を使用すること。**



安全のための設置ポイント ②

危険である旨の表示をすること



安全のための設置ポイント ③

漏電遮断器を設置すること



安全のための設置ポイント ④

開閉器(スイッチ)を設置すること



詳細は裏面へ ▶▶▶

電気さくとは

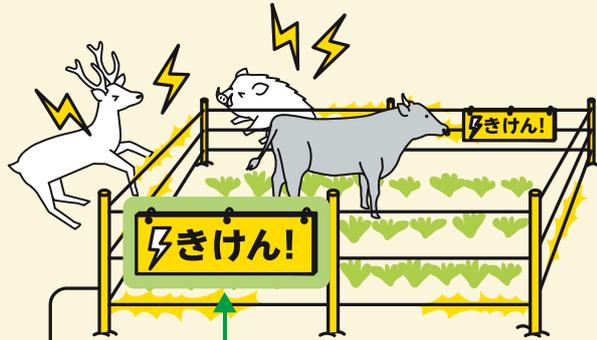
- 電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。
- 危険防止のため、電気事業法関係法令によって設置方法が定められています。

## 安全のための設置ポイント

### 安全のための設置ポイント①

#### 電気さく用電源装置の使用

人に危険を及ぼすことがないように、必ず出力電流が制限される電気さく用電源装置から電気を供給してください。



### 安全のための設置ポイント②

#### 危険である旨の表示

人が見やすいように、必ず危険である旨の表示をしてください。

※人が接触した際に流れる衝撃電流は瞬間的であり、通常は人体に危害を及ぼすものではありませんが、高電圧で充電された裸電線という特異な設備であり、触れた場合には衝撃を受けるため表示が定められています。



### 安全のための設置ポイント③

#### 漏電遮断器の設置

人が立ち入る場所に使用電圧30V以上の電源から電気供給を受け設置する場合には、漏電遮断器を設置してください。

※蓄電池等から電気供給を受ける場合も漏電遮断器が必要です。

### 電気さく用電源装置



### 安全のための設置ポイント④

#### 開閉器(スイッチ)の設置

事故等の際に容易に電源から開放できるように、開閉器(スイッチ)を設置してください。

※電気さく用電源装置に付属されている場合は追加する必要はありません。

その他の自主的な安全基準については、日本電気さく協議会HPをご参照ください。

【日本電気さく協議会 安全の為の自主基準】<http://www.nihondenkisakukyogikai.org/safetystandards/>

### 電気さくの設置方法に関する問い合わせ先

北海道産業保安監督部	011-709-1795	中部近畿産業保安監督部 近畿支部	06-6966-6056
関東東北産業保安監督部 東北支部	022-221-4947	中国四国産業保安監督部	082-224-5742
関東東北産業保安監督部	048-600-0386	中国四国産業保安監督部 四国支部	087-811-8585
中部近畿産業保安監督部	052-951-2817	九州産業保安監督部	092-482-5519
中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	076-432-5580	那覇産業保安監督事務所	098-866-6474

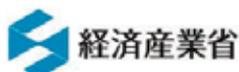
### 【パンフレットに関する問い合わせ先】

経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課  
〒100-8986 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
TEL (03)-3501-1742 FAX (03)-3580-8486

### 【鳥獣被害対策全般に関する問い合わせ先】

農林水産省 農村振興局 農村環境課 鳥獣対策室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
TEL (03)-6744-7642 FAX (03)-3502-7587

【電気さく用電源装置に関する問い合わせ先】 日本電気さく協議会 HP <http://www.nihondenkisakukyogikai.org/>





お知らせ

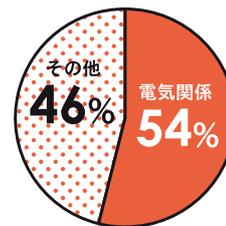
地震の時、自動で電気を遮断できる  
感震ブレーカーをつけましょう

## ご存じですか？ 地震による火災の過半数は 電気が原因という事実。



東日本大震災における本震による火災全111件のうち、原因が特定されたものが108件。そのうち過半数が電気関係の出火でした。地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災のことです。

東日本大震災  
における火災  
の発生原因



※日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」より作成

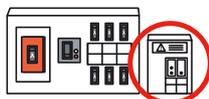
### 電気火災対策には、感震ブレーカーが効果的です。

「感震ブレーカー」は、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

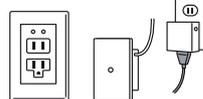
#### 主な感震ブレーカーの種類



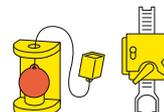
分電盤タイプ(内蔵型)



分電盤タイプ(後付型)



コンセントタイプ



簡易タイプ

感震ブレーカーは、延焼危険性や避難困難度が特に高い「地震時等に著しく危険な密集市街地<sup>(※1)</sup>」において、緊急的・重点的な普及促進が必要とされています。

内線規程<sup>(※2)</sup>において、感震ブレーカー(分電盤タイプ)の「地震時等に著しく危険な密集市街地」の住宅等への設置が勧告的事項となり、それ以外の住宅等への設置が推奨的事項となりました。

※1:「地震時等に著しく危険な密集市街地」とは「密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難度が高く、地震時における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地」と定義(住生活基本計画(全国計画)、2016年3月閣議決定)、2020年までに当該地域をおおむね解消することを目標としている。

※2:「内線規程」とは、電気需要場所における電気設備の保安を確保することを目的として作成された民間規格です。設計、施工についての技術的な事項をすべて包含し、これをわかりやすく記述したもので、(一社)日本電気協会需要設備専門部会において作成されました。

# 感震ブレーカー設置の留意点

## 製品ごとの特徴・留意点を踏まえ、適切に選びましょう！

### 分電盤タイプ(内蔵型)

分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します。

費用：約5～8万円(標準的なもの)  
※電気工事が必要

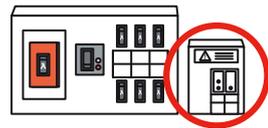


### 分電盤タイプ(後付型)

分電盤に感震機能を外付けするタイプで、センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します。

※漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能

費用：約2万円  
※電気工事が必要



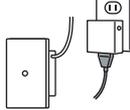
### コンセントタイプ

コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断します。

(埋込型)  
壁面などに取り付けて使うもの  
※電気工事が必要



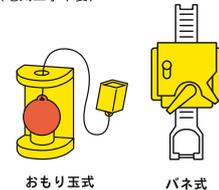
(タップ型)  
既存のコンセントに差し込んで使うもの  
※電気工事が不要



### 簡易タイプ

ばねの作動や重りの落下などによりブレーカーを切って電気を遮断します。

費用：約2～4千円程度  
※ホームセンターや家電量販店で購入可能(電気工事不要)



## 感震装置のはたらき【分電盤タイプの場合】

### 基本動作

地震探知後、3分が経過すると、主幹漏電ブレーカーを自動遮断します。



### 地震探知後3分以内に停電が発生した場合

復電直後に主幹漏電ブレーカーを自動遮断します。

感震ブレーカーの設定に際しては、**急に電気が止まっても困らないための対策と合わせて取り組むことが必要です。**

- 生命の維持に直結するような医療用機器を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
  - 夜間の照明確保のために、停電時に作動する足元灯や懐中電灯などの照明器具を常備しましょう。
- ※感震ブレーカーの設置に関わらず、地震時やその他の自然災害時にも大規模な停電が発生するおそれがあることから、平時から停電対策に取り組みましょう。

**耐震対策等と合わせて取り組むとさらに効果的です。**

- 避難路の確保等のために、建物の耐震化や家具の転倒防止等に取り組みましょう。
- 復電する場合には、事前にガス漏れ等がないことの確認や、電気製品の安全の確認を行ってください。
- 仮に、復電後、焦げたような臭いを感じた場合には、直ちにブレーカーを遮断し、再度、安全確認を行い、原因が分からない場合には電気の使用を見合わせる必要があります。
- 定期的な作動性能の確認や、必要に応じて部品等の交換を行きましょう。

## この資料に関するお問い合わせ先

- 経済産業省商務流通保安グループ 電力安全課 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 TEL:(03)-3501-1742  
ホームページ([http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2015/10/270105-1.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/10/270105-1.html))
- 内閣府政策統括官(防災担当) 〒100-8914 東京都千代田区永田町1丁目6番1号 中央合同庁舎第8号館 TEL:(03)-5253-2111(大代表)  
ホームページ(<http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/index.html>)
- 消防庁 予防課 〒100-8927 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 TEL:(03)-5253-7523

感震ブレーカー購入に関して：電気工事を伴うものはお近くの電気工事店へ、電気工事を伴わないものはお近くの防災用品等を取り扱うお店へお問い合わせください。

